

第1編 私立幼稚園・学校法人の管理運営

第1章 幼稚園の管理と運営

1 私立学校と学校法人

(1) 「私立学校」の定義

「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいいます。(私立学校法第2条第3項)
なお、学校法人以外の者によって設置された個人立等の幼稚園(学校教育法附則第6条)は、ここでいう「私立学校」には含まれませんが、一定の規定の適用については、当分の間、私立学校に含まれることとされています。(私立学校法附則第11項。)

(2) 学校法人の定義

「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人をいいます。(私立学校法第3条)

(3) 学校法人の設立

学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、知事の認可を受けなければなりません。(私立学校法第23条、第24条)

(4) 私立学校と学校法人の関係

学校法人は、私立学校を設置運営する主体であり、学校法人は私立学校を管理し、私立学校の経費を負担するとともに、権利業務の主体となります。

2 私立学校の設置認可

(1) 私立学校を設置しようとするときは、当該私立学校の所轄庁に対し、学校法人の寄附行為(変更)認可申請を行うと同時に、当該私立学校の設置認可申請を行い、設置認可を受けることが必要となります。(学校教育法第4条)

(2) 設置認可に当たっては、文部科学大臣の定める設置基準及びこれに基づいて知事が定める審査基準等に従って審査することになります。(学校教育法第3条)

なお、知事はあらかじめ私立学校審議会の意見を聴取します。(私立学校法第7条)

3 私立幼稚園の性格及び所轄庁との関係

(1) 幼稚園は、小学校、中学校、高等学校、大学等と同様に「学校」であり、学校法人によって設置される学校を「私立学校」といいます。(学校教育法第1条、第2条第2項)

(2) 私立学校は、①自主性の尊重、②公共性の高揚を二大理念とし、設置者の建学の精神に基づき、特色ある教育を行っています。(私立学校法第1条)

(3) 私立幼稚園が学校教育機関としての責任を果たすためには、学校教育法、私立学校法

等関連法令の定めるところにより、適正に管理・運営されなければなりません。

(4) 私立幼稚園の所轄庁は都道府県知事です。(私立学校法第4条)

[都道府県知事の主な権限]

- ① 私立幼稚園の設置廃止、設置者の変更、収容店員に係る学則(園則)の変更の認可を行うこと。(学校教育法第4条第1項)
- ② 私立幼稚園が法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく知事の命令に違反したとき、又は6か月以上授業を行わなかったときに幼稚園の閉鎖を命ずること。(学校教育法第13条)
- ③ 私立幼稚園に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めること。(私立学校法第6条)
- ④ 目的、名称、位置、学則(園則)又は経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき、園地、園舎等に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするときにその旨を届け出させること。(学校教育法施行令第27条の2)

4 事務処理と備付表簿

- (1) 私立幼稚園は、学校教育法、私立学校法その他の関係法令等に基づき管理・運営されなければなりません。これらの法令に基づく認可、届出事項については、事務処理に遺漏のないようしなければなりません。
- (2) 幼稚園に備え付けなければならない書類については、概ね次のとおりであると定められています。(学校教育法施行規則第28条第1項)
 - ① 学校に関係のある法令
 - ② 園則(学則)、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び幼稚園日誌
 - ③ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級及び時間表
 - ④ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - ⑤ 入園者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - ⑥ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - ⑦ 往復文書処理簿
- (3) 保存年限(学校教育法施行規則第28条第2項)
 - ① 幼稚園幼児指導要録のうち入園、卒園等の学籍に関する記録 20年間
 - ② その他の表簿 5年間

(4) 指導要録（学校教育法施行規則第24条）

- ① 園長の指導要録の作成義務
- ② 指導要録の抄本又は写しを進学先の校長に送付
- ③ 転園した場合、転園先の園長に送付

5 教員・園長について

(1) 幼稚園に置かなければならない教職員の種類とその職務は、学校教育法（同法施行規則を含む。）及び学校保健安全法等の法令、また学校教育法に基づいて定められた幼稚園設置基準の定めがあります。

- ① 園長 = 園務を司り、所属職員を監督する
- ② 副園長 = 園長を助け、命を受けて園務を司る
- ③ 教頭 = 園長及び副園長を助け、園務を整理し及び必要に応じ幼児の保育を司る
- ④ 主幹教諭 = 園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育を司る
- ⑤ 指導教諭 = 幼児の保育を司り、教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う
- ⑥ 教諭 = 幼児の保育を司る
- ⑦ 助教諭 = 教諭の職務を助ける
- ⑧ 講師 = 教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する
- ⑨ 養護教諭 = 児童の養護を司る

(2) 幼稚園には、園長、教頭、各学級毎に少なくとも専任の教諭1人を置かなければなりません。ただし、副園長を置くとき、その他特別の事情があるときは教頭を置かないことができます。

（学校教育法第27条第1項、同条第3項、幼稚園設置基準第5条第1項）

(3) 幼稚園には園長、教頭、教諭のほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、その他必要な職員を置くことができます。

（学校教育法第27条第2項）

(4) 特別の事情があるときには、各学級毎に置かなければならない専任の教諭は、専任の副園長又は教頭が兼ねたり、その幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助教諭若しくは講師を充てることができます。（幼稚園設置基準第5条第2項）

(5) 専任でない園長を置く幼稚園については、各学級毎に1人以上置かなければならない専任の教諭、助教諭若しくは講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師の何れか1人を置くことが原則です。

(幼稚園設置基準第5条第3項)

(6) 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければなりません。(幼稚園設置基準第6条)

(7) 園長の資格

学校教育法施行規則第20条、第21条、第22条

(8) 副園長及び教頭の資格

学校教育法施行規則第23条(園長の資格と同様)

※(7)及び(8)については、別冊2 P50「学校教育法施行規則 抜粋」を参照

教員免許更新制度等について

1 教員免許更新制度は平成21年4月から制度が導入されましたが、令和4年7月から制度は解消されました。このことから、下記の取扱いになります。

・教員免許の有効期限が令和4年7月1日以降→更新不要

(もしくは、有効期限が記載されていない場合)

・教員免許の有効期限が令和4年7月1日より前→失効 ※申請により再授与が可能

2 学校法人は、教員について以下の事由に該当する場合は、こども政策課に報告をしなければなりません(教育職員免許法第14条の2)。

※ 様式は任意です。該当教員の氏名、生年月日、教員免許状の種類番号・取得年月日・授与権者を御報告願います。

①以下のいずれかに該当

・拘禁刑以上の刑に処せられた者

・日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

②教員を解雇した場合において、解雇事由が以下に該当すると思料される

・懲戒免職の事由に相当する事由

・分限免職の事由に相当する事由

6 私立幼稚園に必要な施設・設備について

私立幼稚園の設置基準については、「幼稚園設置基準」（別冊2 P2参照。）があり、幼稚園を設置する者が従わなければならない「設置の基準」であるとともに、幼稚園設置後もこれを基準として幼稚園教育の水準の維持、向上を図らなければなりません。

- (1) 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で通園に安全な環境にあり、また施設・設備等は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
(幼稚園設置基準第7条)
- (2) 園舎は2階建以下が原則です。2階建とする場合及び特別な事情で3階建以上とする場合も、保育室、遊戯室及び便所は第1階に置かなければなりません。ただし、耐火構造で幼児の退避上必要な施設を備えるものであれば、これらを第2階に置くこともできます。(幼稚園設置基準第8条第1項)
- (3) 園舎と運動場は同一敷地内又は隣接する位置にあることを原則とします。(幼稚園設置基準第8条第2項)
- (4) 幼稚園には、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所及び飲料水用・手洗い用・足洗い用設備を備えること。(幼稚園設置基準第9条第1項)
- (5) 保育室の数は、学級数を下らないこと。(幼稚園設置基準第9条第2項)
- (6) 飲料水の水質は、衛生上無害であること。(幼稚園設置基準第9条第4項)

7 園地・園舎の考え方

《園 舎》 幼稚園の施設のうち幼児の経験や活動に必要なスペースと、管理・運営に必要なスペースのうち、屋根で被われており、かつ、壁等により風雨を防ぎえる部分を指します。

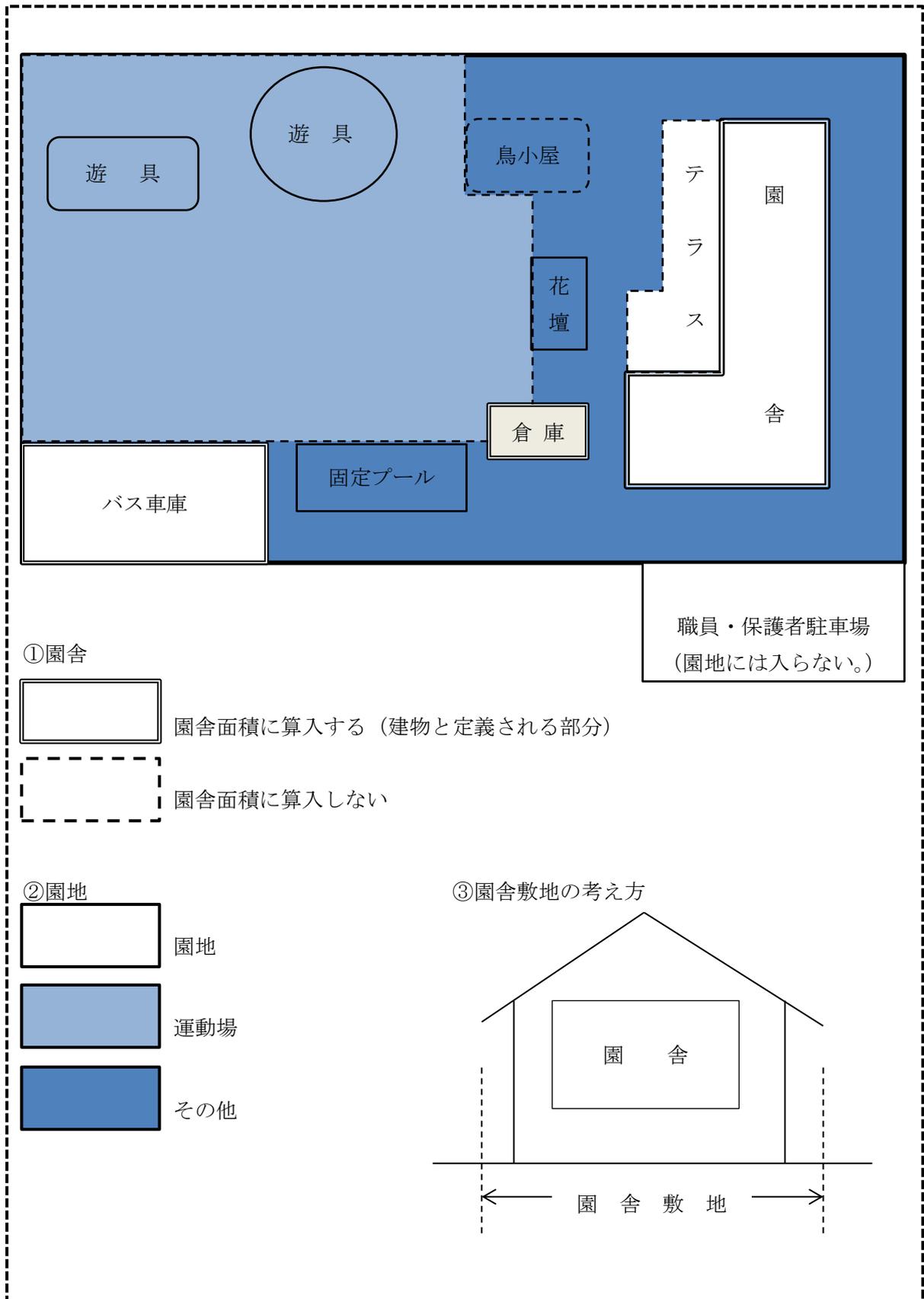
※ 温室、家畜小屋、鳥小屋等の飼育栽培用の施設設備等は一般には園舎に含めません。

《運動場》 運動場の範囲は、①平坦な広場、②固定遊具を設置する場所、③起伏のある場所を含みます。

《園 地》 幼稚園の園地の面積には、園舎敷地や運動場のほかに、①中庭、裏庭等建物に付随した部分、②園児の登降園等のための部分等が含まれます。

〔園地面積〕－〔園舎敷地面積〕が運動場面積ではありません。

○ 園地・園舎面積の考え方について（具体的事例）



○ 園舎面積・運動場面積早見表

(参考)

(単位：㎡)

区分 \ 学級数	2	3	4	5	6	7	8	9
園舎面積	320	420	520	620	720	820	920	1,020
運動場面積	360	400	480	560	640	720	800	880

区分 \ 学級数	10	11	12	13	14	15	16	17
園舎面積	1,120	1,220	1,320	1,420	1,520	1,620	1,720	1,820
運動場面積	960	1,040	1,120	1,200	1,280	1,360	1,440	1,520

○ 栃木県私立幼稚園設置認可審査基準（別冊2 P5参照）

- ① 保育室の標準面積 52.89㎡（16坪）（第8条第5項）
- ② 遊戯室の標準面積 99.17㎡（30坪）（第8条第5項）
- ③ 園地は原則として自己所有とするが、やむを得ず借用とする場合には、国及び地方公共団体等からの借用を除き、借用期間が20年以上で、借用について原則として地上権若しくは賃借権の設定登記又は公正証書の作成が必要（第8条第2項）

8 保健・安全管理について

幼稚園における保健、安全管理については、「学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」（学校教育法第12条）との規定があり、具体的な定めが学校保健安全法（別冊2 P26参照）にあります。

(1) 幼稚園の保健安全管理の一般的事項

- ① 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置
- ② 学校保健計画、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の策定
- ③ 環境衛生の維持
- ④ 学校環境安全の維持
- ⑤ 園児及び教職員の健康診断の実施
- ⑥ 園児の健康に関する健康相談の実施
- ⑦ 感染症の予防の実施

(2) 園児は、身体的諸機能が未熟であり、危険に対する注意力や判断力が乏しく病気に対する抵抗力も弱いため、安全や健康に対する配慮が不可欠です。そのため、幼稚園にお

いては、「学校保健計画」及び「学校安全計画」を策定し、実施しなければなりません。
(学校保健安全法第5条、同法第27条)

また、「危険等発生時対処要領」は、事故災害等から児童生徒等の安全を確保するために作成し、訓練の実施等、必要な措置を講ずるものとされています(同法第29条)。

① 学校保健計画

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものです。学校保健計画には、ア) 園児及び教職員の健康診断、イ) 環境衛生検査、ウ) 園児等に対する指導に関する事項を必ず盛り込まなければなりません。

② 学校安全計画

学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものです。学校安全計画には、ア) 学校の施設設備の安全点検、イ) 児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、ウ) 教職員に対する研修に関する事項を必ず記載しなければなりません。

特に、学校の施設設備の安全点検については、施設設備の不備や危険箇所の点検及び確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずることが求められています。(学校保健安全法第28条)

③ 危険等発生時対処要領

危険等発生時対処要領は、学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時に職員がとるべき具体的内容及び手順を定めるもので、校長は要領の職員への周知、訓練の実施等の必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 園児の健康診断(学校保健安全法第13条、同法施行規則第5条)

園児の健康診断は、毎学年定期(6月30日まで)に行わなければなりません。

ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けられなかった幼児に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行います。

また、必要がある場合は、臨時の健康診断を実施することになっています。

① 検査項目(学校保健安全法施行規則第6条)

- ア 身長及び体重 イ 栄養状態
- ウ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の常態
- エ 視力及び聴力 オ 眼の疾病及び異常の有無
- カ 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 キ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- ク 心臓の疾病及び異常の有無（心電図検査を除くこと可）
- ケ 尿（蛋白、糖について実施するが、糖を除くこと可）
- コ その他の疾病及び異常の有無

※胸囲及び肺活量、背筋力、握力等を加えること可

② 健康診断票の作成（学校保健安全法施行規則第8条）

- ア 5年間保管
- イ 進学先の校長へ送付
- ウ 転校先の校長へ送付

③ 事後措置（学校保健安全法施行規則第9条）

- ア 21日以内に結果を保護者へ通知
- イ 疾病の予防措置を行う
- ウ 医療・検査等を受けるよう指示

(4) 教職員の健康診断（学校保健安全法第15条）

教職員の健康診断は、毎学年設置者が定める適切な時期に行わなければなりません。

（学校保健安全法施行規則第12条）

① 検査項目（学校保健安全法施行規則第13条）

ア 身長（20歳以上は除くことができる。）、体重及び腹囲（35歳を除く40歳未満の職員。ただし、妊娠中の女子職員等は除く。）

イ 視力及び聴力 ウ 結核の有無 エ 血圧 オ 尿

カ 胃の疾病及び異常の有無（妊娠中の女子職員除く。40歳未満を除くこと可）

キ 貧血検査 ク 肝機能検査

ケ 血中脂質検査 コ 血糖検査

サ 心電図検査

シ その他の疾病及び異常の有無

} 35歳を除く40歳未満は任意実施

※ 学校保健安全法施行規則第13条第3項に検査項目除外規定あり。

② 健康診断票の作成（学校保健安全法施行規則第15条）

- ア 5年間保管
- イ 異動先の設置者へ送付

(5) 学校環境の衛生管理

学校環境の衛生管理については「学校環境衛生基準」に基づき行われる『環境衛生検査』と『日常における環境衛生』があります。（学校保健安全法施行規則第1条～第2条）

◎『環境衛生検査』 定期の環境衛生検査・臨時の環境衛生検査

☞ 設置者は、「学校環境衛生管理マニュアル」を参考にし、学校薬剤師等とも協力しながら、環境衛生検査を実施し、適切な環境の維持に努めなければなりません。

☞ 検査項目 ①教室等の環境、②飲料水等の水質及び施設・設備、③学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理、④水泳プール

◎『日常における環境衛生』 日常的な点検

☞ 検査項目 ①換気・温度・明るさとまぶしさ・騒音、②飲料水の水質・雑用水の水質・

飲料水等の施設・設備、③学校の清潔・ネズミ、衛生害虫等、④プール水等・附属施設・設備等

(6) 学校事故対応に関する指針

学校事故対応の在り方に係る指針として「学校事故対応に関する指針（H28.3.31 文部科学省局長通知）」が示されています。この指針では死亡事故等の重大事故が発生した場合、設置者が外部の調査委員会を設置して、原因究明・再発防止策を検討することとされています。本指針を参考に、事故対応に関する共通理解と体制整備を図ることが必要です。

※ 主に私学助成選択の幼稚園向け

(7) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

事故発生防止や事故発生時の取組等の参考となるものとして、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（H28.3.31 内閣府参事官他通知）」が示されています。

このガイドラインを参考とし、具体的な指針等を策定し、教育・保育等を実施することが必要です。

※ 主に施設型給付選択の幼稚園向け

9 自己評価、情報提供等

学校教育法第28条及び第42条の規定により、幼稚園は、文部科学大臣の定めるところにより当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければなりません。学校評価の実施及び公表等については、学校教育法施行規則により定められています。

(1) 自己評価（学校教育法施行規則第66条）

幼稚園は、その実情に応じて適切な項目を設置した上で、幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければなりません。自己評価の結果の公表内容については、評価結果及びその分析に加えて、今後の改善方策について併せて公表することが適当です。また、公表方法については、園便りに掲載する、PTA総会等の機会に保護者に対する説明を実施するなど、幼児の保護者に対して広く伝えることができる方法が求められます。

(2) 学校関係者評価（学校教育法施行規則第67条）

幼稚園は、自己評価の結果を踏まえた当該幼稚園の園児の保護者その他関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければなりません。学校関係者評価の評価者については園児の保護者を含めることが適当です。公表方法については、自己評価の公表方法と同様に行います。

なお、保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではありません。(アンケートは、自己評価のための資料となるものです。)

(3) 設置者への報告 (学校教育法施行規則第68条)

幼稚園は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該幼稚園の設置者に報告しなければなりません。報告は、報告書としてまとめたものを設置者に提出する方法が適当です。

1 0 災害状況報告について

以下に該当する災害等により、人的被害が生じた場合は様式1「人的被害に関する報告」を物的被害が生じた場合は様式2「物的被害に関する報告」(別冊1 P88参照)を、こども政策課(FAX028-623-3070)に速やかに報告してください。

- 1 暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な自然現象(竜巻など)
- 2 大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出
- 3 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

1 1 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについて

2歳児は幼稚園に入園することはできません(学校教育法第26条)が、未就園児親子教室などの子育て支援として受け入れることは可能です。

この子育て支援については、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点(平成19年3月31日18文科初第1275号)」(別冊2 P51参照)を踏まえ、適切な事業実施をお願いします。

なお、保育の実態があると認められる2歳児の受入れは、認可外保育施設の設置届や認定こども園の認可を受ける等の、所要の措置が必要となります。

(参考) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について (H13.3.29 厚生労働省局長通知)

〔別紙〕 認可外保育施設指導監督の指針

第1 略

(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い

(略) なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

第2章 学校法人の管理と運営

学校法人は、私立学校の設置を目的として設立される法人であり、学校法人はその設置する学校を管理します。学校法人が法人として活動するために、私立学校法は、管理機関として理事、監事、評議員並びに理事会、評議員会等について定めています。

1 学校法人の定義

「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人をいいます。(私立学校法第3条)

私立専修学校又は私立各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)は、本来の学校法人ではありませんが、学校法人に関する規定が準用されています。(私立学校法第152条第5項)

2 学校法人の設立

学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、知事の認可を受けなければなりません。

知事は、学校法人設立の申請があつた場合には、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可を決定します。

なお、この場合、知事はあらかじめ私立学校審議会の意見を聴取します。

学校法人の認可は、私立学校の設置認可と同時に行われ、学校法人はその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって設立します。(私立学校法第23条、第24条、第26条)

3 私立学校と学校法人の関係

学校法人は、私立学校を設置運営する主体であり、学校法人は私立学校を管理し、私立学校の経費を負担(設置者負担主義。学校教育法第5条)するとともに、権利義務の主体となります。

4 学校法人の資産

学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければなりません。(私立学校法第17条第1項)

(1) 基本財産 (私立学校法施行規則第3条第6項)

ア 基本財産とは、私立学校に必要な施設(園地、園舎)、設備(教具、校具(教育上必要な机、椅子等))又はこれらに要する資金をいいます。

イ 学校法人設立の認可基準としては、基本財産は原則として負担付き又は借用のものでないこととされています。(昭和25年私立学校法施行通達)

(2) 運用財産 (私立学校法施行規則第3条第6項)

ア 運用財産とは、私立学校の経営に必要な財産をいいます。

イ 運用財産は、学校の種類、規模に応じて、毎年度の経常支出に対し、授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであることとされています。(昭和25年私立学校法施行通達)

5 学校法人の登記

学校法人の登記は、組合等登記令の定めるところによりしなければなりません。

また、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗できません。(私立学校法第22条)

○ 学校法人の登記事項 (組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額
- ⑦ 設置する私立学校の名称

6 学校法人の収益事業

学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができます。(私立学校法第19条第1項)

収益事業を行う場合は、収益事業の種類を寄附行為に記載するとともに、その収益を設置する私立学校の経営に充てる必要があります。

(1) 収益事業の種類

収益事業の種類は、私立学校審議会の意見を聴いて所轄庁が定め、公告します。(私立学校法第19条第2項)

なお、栃木県では、令和7年4月1日付け栃木県告示第152号「知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類」で告示されています。

経営が投機的に行われるもの、風俗営業等に係るもの、学校教育に支障のあるもの等、学校法人としてふさわしくない事業は、行うことができません。

○ 学校法人が行うことのできる収益事業の種類（日本標準産業分類による）

- ① 農業、林業
- ② 漁業
- ③ 鉱業、採石業、砂利採取業
- ④ 建設業
- ⑤ 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- ⑥ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ⑦ 情報通信業
- ⑧ 運輸業、郵便業
- ⑨ 卸売業、小売業
- ⑩ 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- ⑪ 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- ⑫ 学術研究、専門・技術サービス業
- ⑬ 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒屋、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- ⑭ 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- ⑮ 教育、学習支援業
- ⑯ 医療、福祉
- ⑰ 複合サービス事業
- ⑱ サービス業（他に分類されないもの）

(2) 収益事業の会計

収益事業に関する会計は、私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。(私立学校法第19条第3項)

7 学校法人の解散、合併

(1) 学校法人の解散

① 学校法人の解散には、次の6つの事由があります。(私立学校法第109条第1項)

- ◎ 理事会の決議※
- 寄附行為に定めた解散事由の発生
- ◎ 目的たる事業の成功の不能
- 学校法人又は準学校法人との合併
- 破産手続開始の決定
- 所轄庁の解散命令

◎は私立学校審議会の意見を聴いて所轄庁の認可又は認定が必要(私立学校法第109条第3項、第4項)

※は理事会による評議員会への意見聴取が必要(私立学校法第109条第2項)

(2) 残余財産

- ① 解散した学校法人の残余財産は、破産と合併の場合を除き、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。(私立学校法第125条第1項)
- ② 前記により処分されない財産は、国庫に帰属します。(私立学校法第125条第2項)
- ③ 残余財産の帰属者を寄附行為に記載する場合には、学校法人又はその他教育の事業を行うものに限定されます。(私立学校法第23条第3項)

(3) 学校法人の合併

- ① 理事の3分の2以上の決議が必要です。(私立学校法第42条第2項第2号)
- ② 理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴取しなければなりません。(私立学校法第126条第2項)
- ③ 所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。(私立学校法第126条第3項)

8 学校法人の機関

- ① 理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければなりません。(私立学校法第18条第1項)
- ② 理事5人以上、監事2人以上、評議員6人以上が必要です。(私立学校法第18条第3項)
- ③ 寄附行為をもって定めることにより、会計監査人を設置できます。(私立学校法第18条第2項)
- ④ 会計監査人の定数は、寄附行為で定めます。(私立学校法第18条第4項)

9 理事選任機関

- ① 理事選任機関の構成、運営等は寄附行為で定めます。(私立学校法第29条)
- ② 理事は私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、理事選任機関が選任します。(私立学校法第30条第1項)
- ③ 理事の選任に当たっては、評議員会の意見聴取が必要です。(私立学校法第30条第2項)

10 理事

(1) 理事の資格

- ① 次に掲げる者は、理事となることができません。(私立学校法第31条第1項)
 - ア 法人
 - イ 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定める者
 - ウ 以下の学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (イ) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から3年を経過しない者
 - (ウ) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - オ 学校法人が所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人であったものでその解散の日から2年を経過しないもの
- ② 私立学校法第33条第3項若しくは同法第48条第2項の訴えに基づく確定判決によって学校法人の役員を解任され、又は同法第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、当該学校法人の理事となることができません。(私立学校法第31条第2項)
- ③ 理事は、監事又は評議員を兼ねることができません。(私立学校法第31条第3項)
- ④ 理事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。(私立学校法第31条第4項)

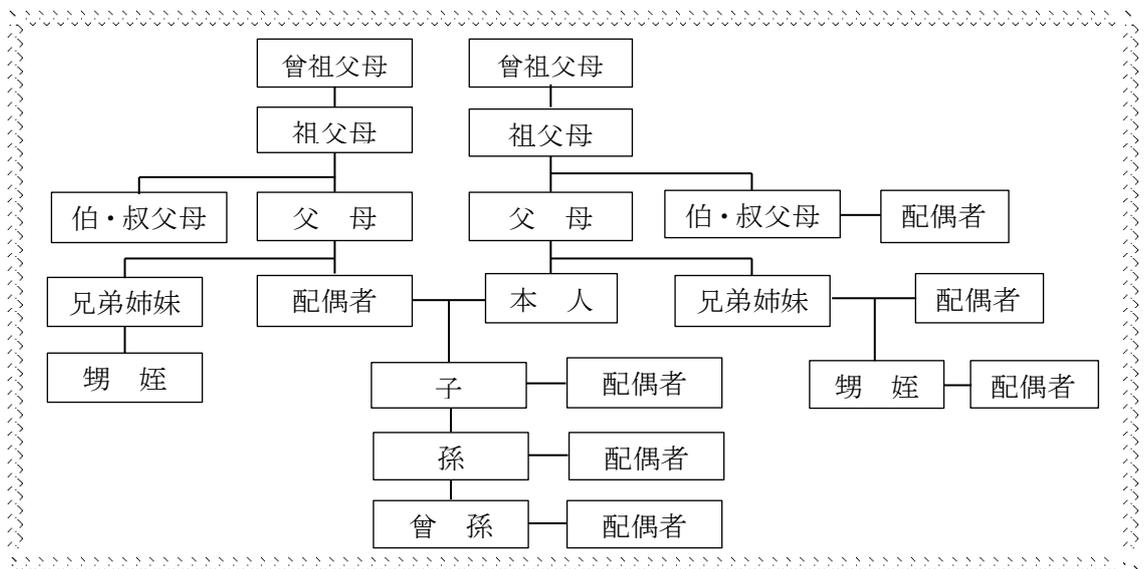
ア 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長、園長）

イ その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいづれでもない者（最初の選任の際に当該規定により選任された理事が再任される際は、当該規定に基づく理事とみなされます。（私立学校法第31条第5項））

⑤ 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（※）を有してはならず、他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはなりません。（私立学校法第31条第6項及び第7項）

※特別利害関係とは、配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいいます。（下記「3親等内親族の範囲図」参照）

（参考 3親等内親族の範囲図）



(2) 理事の任期

理事の任期は、選任後寄附行為の定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（寄附行為で定める期間は、4年以内となります。）（私立学校法第32条第1項）

なお、理事の任期の寄附行為に定める期間は、監事及び評議員の任期の寄附行為に定める期間を超えてはなりません。（私立学校法第32条第2項）

(3) 理事の解任

① 理事が以下のいずれかに該当するときは、理事選任機関による理事の解任や評議員会による理事の解任請求ができます。（私立学校法第33条第1項及び第2項）

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

イ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

ウ その他寄附行為をもって定める事由があるとき

- ② 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、理事の解任について評議員会で否決又は評議員会で決議されたものの理事選任機関による理事の解任が2週間以内に行われなかったときは、理事の解任請求の訴えを提起できます。(私立学校法第33条第3項)

(4) 理事に欠員が生じた場合

- ① 理事が任期満了又は辞任により退任したことにより、理事の総数が5人(5人を超える員数を寄附行為で定めた場合はその員数)を下回ることになった場合は、新たに選任された理事が就任するまで、退任した理事が理事としての権利義務を有します。(私立学校法第34条第1項)
- ② 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければなりません。(私立学校法第34条第3項)

(5) 理事の職務

- ① 学校法人は、理事長1人を置くものとし、寄附行為で定めるところにより、理事のうちから理事会が選定します。(私立学校法第37条第1項)
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。(私立学校法第37条第6項)
- ③ 学校法人は、寄附行為で定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができます。(私立学校法第37条第2項)
- ④ 代表業務執行理事は、理事(理事長を除く。)のうちから、理事会により選定され、学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理します。(私立学校法第37条第3項及び第7項)
- ⑤ 業務執行理事は、理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうちから、理事会により選定され、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理します。(私立学校法第37条第4項及び第8項)

(6) 理事の忠実義務

理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。(私立学校法第38条)

(7) 理事の報告義務等

理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、事故の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。(私立学校法第39条第1項)

11 理事会

(1) 理事会の職務

① 理事会は、次に掲げる職務を行います。(私立学校法第36条第2項)

ア 学校法人の業務を決定すること。

イ 業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。

ウ この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。

(ア) 役員又は会計監査人に対して法律に掲げられた費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約の内容の決定(私立学校法第96条第1項)

(イ) 役員又は会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定(私立学校法第97条第1項)

(ウ) 監事(及び会計監査人)の監査を受けた計算書類等の承認(私立学校法第104条第3項)

(エ) 寄附行為の変更の決定(私立学校法第108条第1項)

(オ) 学校法人の解散の決定(私立学校法第109条第1項第1号)

(カ) 学校法人の合併の決定(私立学校法第126条第1項)

エ この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務

オ 寄附行為をもって定めるところにより理事会が行うこととされた職務

② 理事会は学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができません。

(私立学校法第36条第3項)

◎ 重要な資産の処分又は譲受け

◎ 多額の借財

○ 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任

○ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

○ 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適性を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備

◎ 予算及び事業計画の作成又は変更

◎ 役員及び評議員の報酬等の支給の基準の策定又は変更

◎ 収益を目的とする事業に関する重要事項

○ 学校法人の業務に関する重要事項

※◎はあらかじめ評議員会の意見聴取が必要(私立学校法第36条第4項)

(2) 理事会の運営

① 理事会は、寄附行為をもって定めるところにより、各理事が招集します。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもって又は理事会で定めたときは、その理事(以下「理事会招集担当理事」という。)が招集します。(私立学校法第41条第1項)

② 理事会招集担当理事を定めたときは、それ以外の理事は理事会招集担当理事に会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求できます。このとき、請求してから2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集できます。(私立学校法第41条第2項及び第3項)

- ③ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行います。このとき、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。(私立学校法第42条第1項及び第3項)

なお、上記にかかわらず、以下の場合については、決議の方法が異なります。(私立学校法第42条第2項)

ア 寄附行為の変更の決定

議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数

イ 学校法人の解散の決定及び学校法人の合併の決定

理事の総数の3分の2以上に当たる多数

- ④ 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません。(私立学校法第43条第1項)

なお、議事録を書面で作成する場合は、理事会に出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならず、電磁的記録で作成する場合は、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければなりません。(私立学校法第43条第2項及び第3項)

また、議事録は理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。(私立学校法第43条第5項)

12 監事

(1) 監事の選任

- ① 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為で定めるところにより、評議員会の決議によって、選任します。(私立学校法第45条第1項)

- ② 監事の欠格要件は、理事と同様です。(私立学校法第46条第1項)

- ③ 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者との兼職を禁止されており、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有してはなりません。(私立学校法第46条第2項及び第3項)

(2) 監事の任期

監事の任期は、選任後寄附行為の定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。(寄附行為で定める期間は、6年以内となります。)(私立学校法第47条第1項)

(3) 監事の解任

監事が欠格要件のいずれかに該当するときは、寄附行為の定めるところにより、評議員会の決議によって、当該監事を解任できます。(私立学校法第48条第1項)

なお、監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、監事の解任について評議員会で否決されたときは、評議員は、監事の解任請求の訴えを提起できます。(私立学校法第48条第2項)

(4) 監事に欠員を生じた場合

- ① 監事が任期満了又は辞任により退任したことにより、監事の総数が2人(2人を超える員数を寄附行為で定めた場合はその員数)を下回ることになった場合は、新たに選任された監事が就任するまで、退任した監事が監事としての権利義務を有します。(私立学校法第50条第1項)
- ② 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければなりません。(私立学校法第50条第3項)

(5) 監事の職務

- ① 監事の職務は、次のとおりです。(私立学校法第52条)
 - ア 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - イ 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
 - ウ 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
 - エ この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
 - オ この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務。
 - カ 寄附行為をもって定めるところにより監事が行うこととされた職務。
- ② 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。(私立学校法第53条第1項)

また、必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます。(私立学校法第53条第2項)
- ③ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければなりません。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければなりません。(私立学校法第54条)
- ④ 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。(私立学校法第55条第1項)

また、理事と同様、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明をしなければなりません。(私立学校法第55条第2項)

- ⑤ 監事は上記①アの監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会にて提出しなければなりません。(私立学校法第56条第1項)

また、監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならず、必要に応じて、理事(理事会招集担当理事)に対し、理事会又は評議員会の招集を請求できます。(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関にも報告が必要です。)(私立学校法第56条第2項及び第3項、第57条第1項)

13 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為で定めるところにより、選任します。この際、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければなりません。(私立学校法第61条第1項及び第2項)
- ② 評議員の欠格要件は、理事と同様です。(私立学校法第62条第1項)
- ③ 評議員には、次に掲げる者が含まれなければなりません。(私立学校法第62条第3項)
- ア 当該学校法人の職員
- イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの
- ④ 評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはなりません。(私立学校法第62条第4項)
- ⑤ 評議員の構成は以下のすべてを満たす必要があります。(私立学校法第62条第5項)
- ア ③アの評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。
- イ 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えないこと。
- ウ 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えないこと。

(2) 評議員の任期

評議員の任期は、選任後寄附行為の定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（寄附行為で定める期間は、6年以内となります。）（私立学校法第63条第1項）

(3) 評議員の解任

評議員の解任は、寄附行為で定めるところによります。（私立学校法第64条）

14 評議員会

(1) 評議員会の職務

① 評議員会は、次に掲げる職務を行います。（私立学校法第66条第2項）

ア 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。

イ この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

ウ この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。

エ この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務

オ 寄附行為で定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

(2) 評議員会の運営

① 毎会計年度の終了後一定の時期に定時評議員会を収集しなければなりません。

なお、評議員会は必要がある場合は、いつでも招集することができます。（私立学校法第69条第1項及び第2項）

② 評議員会は、寄附行為で定めるところにより、理事が招集します。（私立学校法第70条第1項）

③ 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求できます。（私立学校法第71条第1項）
（評議員全員の合意があれば、招集手続を経ることなく開催可能です。（私立学校法第74条））

④ ③の請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、請求した評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集できます。（私立学校法第72条第1項）

⑤ 評議員の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。このとき、特別利害関係を有する評議員は議決に加わることができません。（私立学校法第76条第1項及び第4項）

なお、上記にかかわらず、以下の場合については、決議の方法が異なります。(私立学校法第42条第2項及び第3項)

ア 監事の解任及び役員等の責任の一部免除

議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数

イ 役員等の損害賠償責任の全部免除

議決に加わることができる評議員の全員一致

⑥ 評議員会の議事録に関しては、理事会と同様の対応が必要です。(私立学校法78条)

15 会計監査人（大臣所轄学校法人等及び寄附行為により設置を規定した学校法人のみ該当）

(1) 会計監査人の選任

① 会計監査人は、評議員会の決議によって、選任します。(私立学校法第80条第1項)

② 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。監査法人の場合は、社員の中から職務を行うべき者を選定し、学校法人に通知する必要があります。(私立学校法第81条第1項及び第2項)

③ 次に掲げる者は、会計監査人となることができません。(私立学校法第81条第3項)

ア 公認会計士法の規定により、私立学校法上の計算書類について監査することができない者

イ 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

ウ 監査法人でその社員の半数以上が上記イに掲げる者であるもの

(2) 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。(私立学校法第82条第1項)

(3) 会計監査人の解任

① 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。(私立学校法第83条第1項)

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

イ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

ウ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

② 監事は、会計監査人が上記のいずれかに該当すると認める場合において、評議員の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によって当該会計監査人を解任できます。(私立学校法第83条第2項)

(4) 会計監査人の職務

- ① 会計監査人は、私立学校法に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査します。(私立学校法第86条第1項)
- ② 会計監査人は、監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければなりません。(私立学校法第86条第2項)
- ③ 会計監査人は、いつでも、会計帳簿の閲覧等の請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができます。(私立学校法第86条第3項)
- ④ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査ができます。(私立学校法第86条第4項)

16 役員等選任の手続き

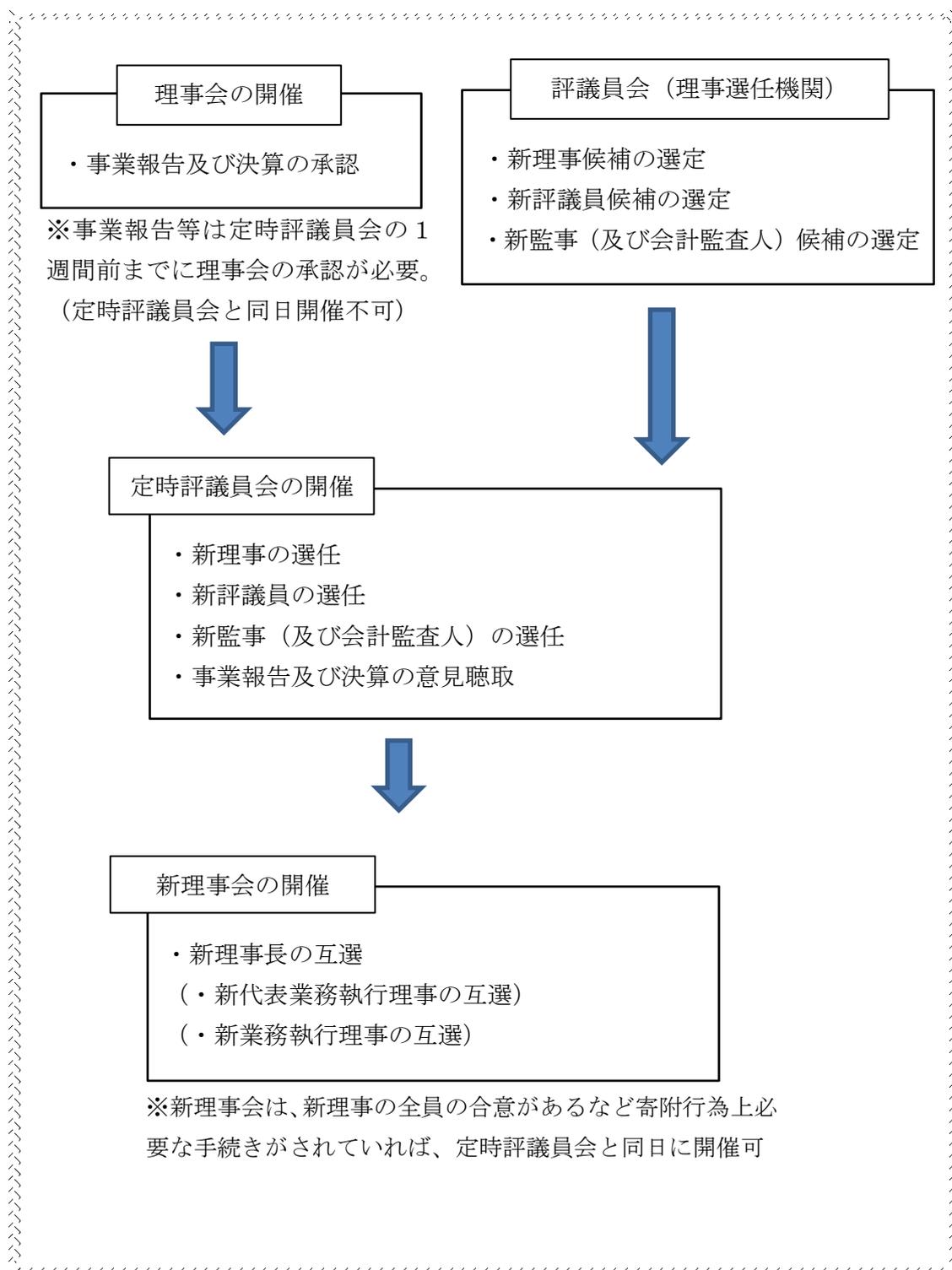
私立学校法においては、理事、評議員の選任手続を寄附行為に委任しています。(私立学校法第30条第1項、第61条第1項)

理事を選任するための理事選任機関は、評議員会、第三者機関、理事会あるいは左記の合同機関等学校法人が選択することになっていますが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮する重要な手段であることを踏まえると、理事選任機関に評議員を含める等中立性を確保することが望まれます。

これらの理事、評議員が同時に任期満了になるときの改選手続については、各学校法人の状況に応じて次のような手順が考えられます。

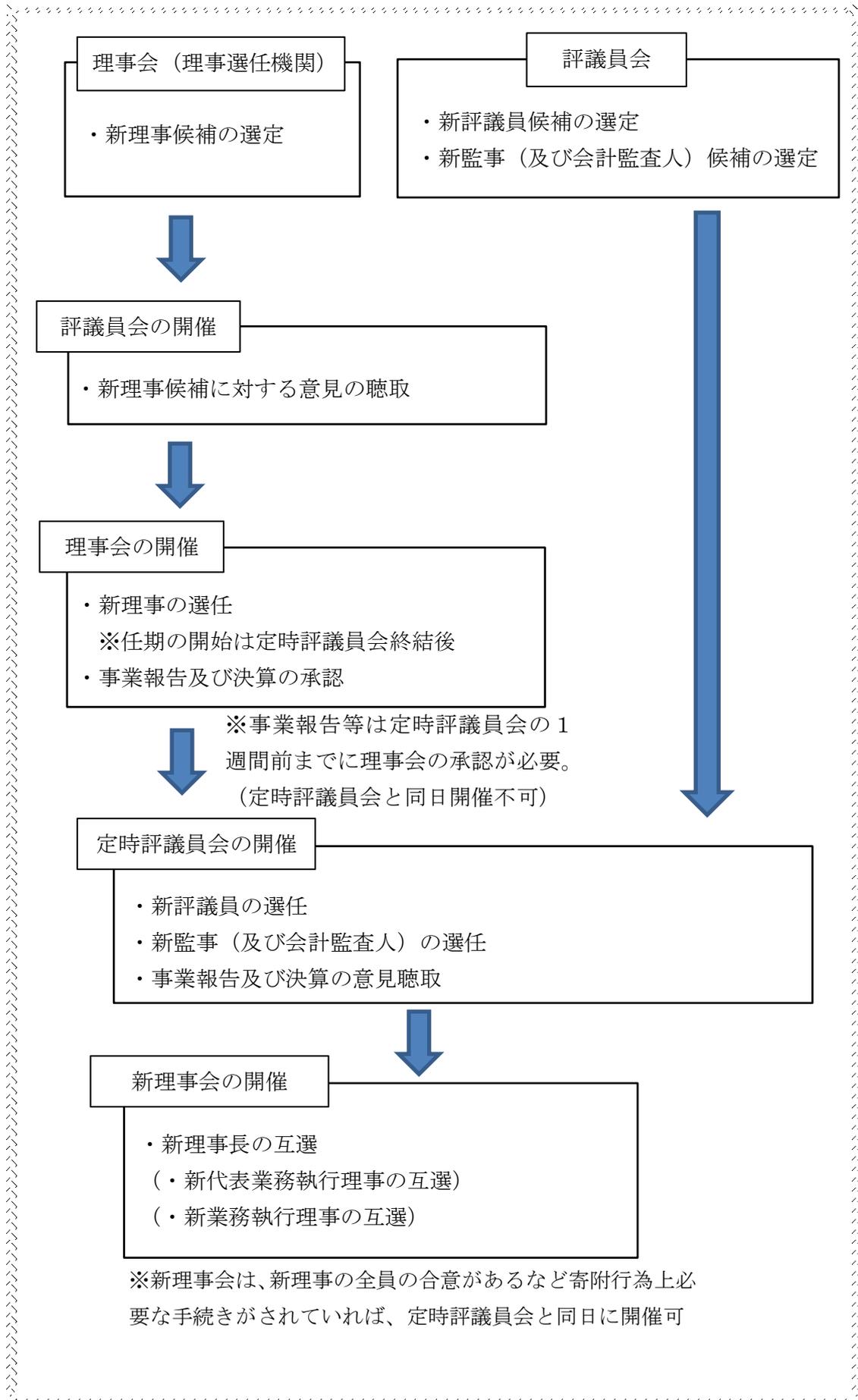
(参考 役員等選任手続の手順例①) ※決算等の承認も含む。

【理事選任機関：評議員会、評議員の選任：評議員会】



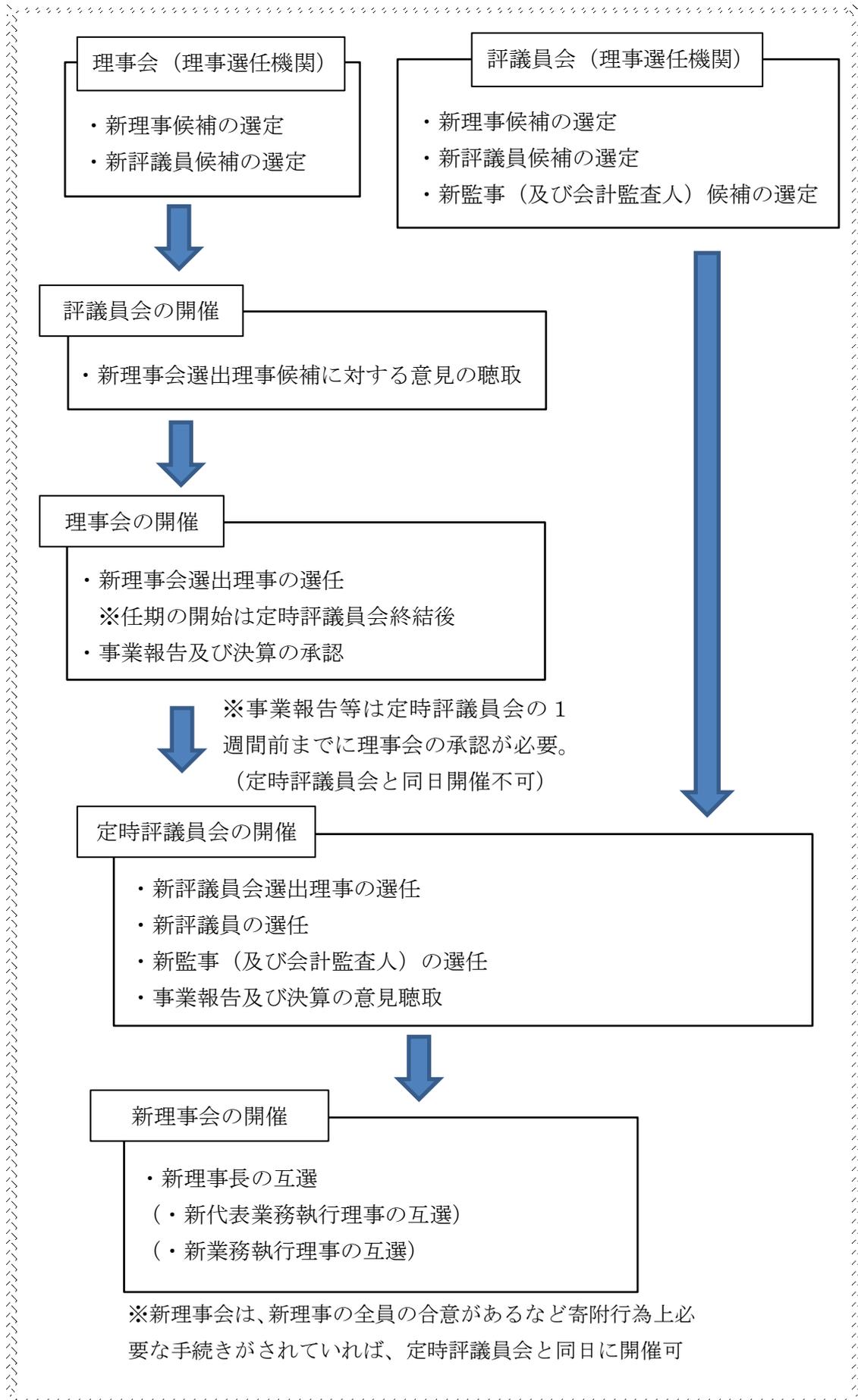
(参考 役員等選任手続の手順例②) ※決算等の承認も含む。

【理事選任機関：理事会、評議員の選任：評議員会】



(参考 役員等選任手続の手順例③) ※決算等の承認も含む。

【理事選任機関：理事会及び評議員会、評議員の選任：理事会及び評議員会】



17 学校法人が備え付けるべき表簿

- ① 寄附行為（私立学校法第27条第1項）
- ② 理事会議事録（私立学校法第43条第5項）
- ③ 評議員会議事録（私立学校法第78条第2項）
- ④ 収支計算書、貸借対照表、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書（私立学校法106条第1項）
- ⑤ 財産目録、役員及び評議員の名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給基準（私立学校法第107条第3項）
- ⑥ 権利関係書類（登記事項証明書、許認可書、各種契約書）
- ⑦ その他学校法人運営の基礎となる書類

18 財務情報の公開

学校法人が公共性の高い法人として説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、学校法人の財務情報の公開が義務付けられています。

（私立学校法第106条第3項、第4項、第107条第5項）

- ① 閲覧に供することが必要な書類は、次のとおりです。
 - ・財産目録
 - ・貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）
 - ・事業報告書（一般の人が学校法人の事業を理解しやすいように、法人の概要、幼稚園の概要、財務の概要を記載したもの。別冊1 P33参照）
 - ・監事による監査報告書
 - ・役員及び評議員の名簿
 - ・役員及び評議員に対する報酬等の支給基準
- ② 閲覧対象者は、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人とされています。利害関係人とは、在学者のほか学校法人との間で法律上の利害関係を有する者を指し、具体例を挙げると次のとおりです。
 - ・当該学校法人の設置する幼稚園に在園する園児の保護者
 - ・当該学校法人と雇用契約にある者
 - ・当該学校法人に対する債権者、抵当権者
- ③ 閲覧請求があつた場合でも、正当な理由がある場合は、閲覧を拒むことができます。具体的な例を挙げると次のとおりです。
 - ・就業時間外や休業日に請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合
 - ・当該学校法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合
 - ・公開すべきでない個人情報が含まれる場合

19 学校法人の諸規程類について

教育基本法、私立学校法、学校教育法に従い設立された学校法人は、学校を設置し、学校教育を行うことを目的としますが、その目的事業遂行のためには、一定の行為基準を策定することが必要となります。このような行為基準を成文化したものが規程です。

学校法人の管理・運営のために必要な規程は、次のとおりですが、これらの規程を制定する際には、幼稚園の規模に応じたものであるか、実情に即しているか、公正であるか、必要最低限のものが入っているか注意してください。

なお、現代において、就業規則、給与規程、経理規程等が未整備の学校法人や、作成してあってもこれらの規程類が実態に沿わないため必ずしも規程類の定めどおり運営されていない学校法人も見受けられますので、これらの学校法人にあっては、早急に諸規程類の整備を図り、諸規程類の定めに基づいた学校法人の運営を行う必要があります。

(1) 寄附行為

寄附行為とは、学校法人の根本規則たるべきものであって、法人の現在及び将来のあり方を規制するものであり、法律に定められた事項（必要的記載事項）のほか、法令の規定に違反しない限り任意的な事項を定めることができますが、その変更には所轄庁の認可を要します。（私立学校法第108条第3項）

ただし、寄附行為の次の事項の変更については、認可は不要ですが、変更後、遅滞なく所轄庁へ届け出てください。（私立学校法第108条第5項）

- ① 学校等の名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 公告の方法

(2) 経理規程

私立学校法第101条により学校法人は、学校法人会計基準により会計処理を行うこととされていますが、学校法人の運営の適正化、学校経営の健全化、そして就園する幼児に係る経済的負担の適正化を図るために、経理規程は非常に重要なものです。

(3) 就業規則

学校法人は就業規則を作成しなければなりません。常時10人以上の教職員を雇用している学校法人においては、労働基準法第89条の定めるところに従って就業規則を作成し、所定の手続を経て労働基準局に届け出ることが義務付けられています。

この手続は、理事長が原案を作成し、理事会で承認を受けた後、教職員に提示して意見を聴く必要があります。労働基準局への届出の際、この意見書の添付が求められます。

(4) 給与規程

給与に関する事項については、就業規則の一部を構成するものですが、労働基準法で別の定めができることになっており、社会の変動とともに改正する必要があるため、別に作

成することになりました。給与表については、園の経済状態や予算、周囲の状況を考慮して作成されるようお願いいたします。

(5) 園則（学則）

園則は、学校法人の目的である「教育」に関する規程です。園則作成に当たっては、「学校教育法」、「学校教育法施行規則」、「私立学校法」、「幼稚園設置基準」、「幼稚園教育要領」等を理解のうえ、私立幼稚園の特色を発揮できるものとしてください。

なお、園則を改正する場合には、園則変更届（別冊1 P2参照）の提出が、また、収容定員の変更の場合には、収容定員に係る学則変更認可（別冊1 P46参照）を受けする必要がありますので、注意してください。

20 学校法人に対する指導等

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するため、以下の規定が整備されています。

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（私立学校法第133条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員又は評議員の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員又は評議員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

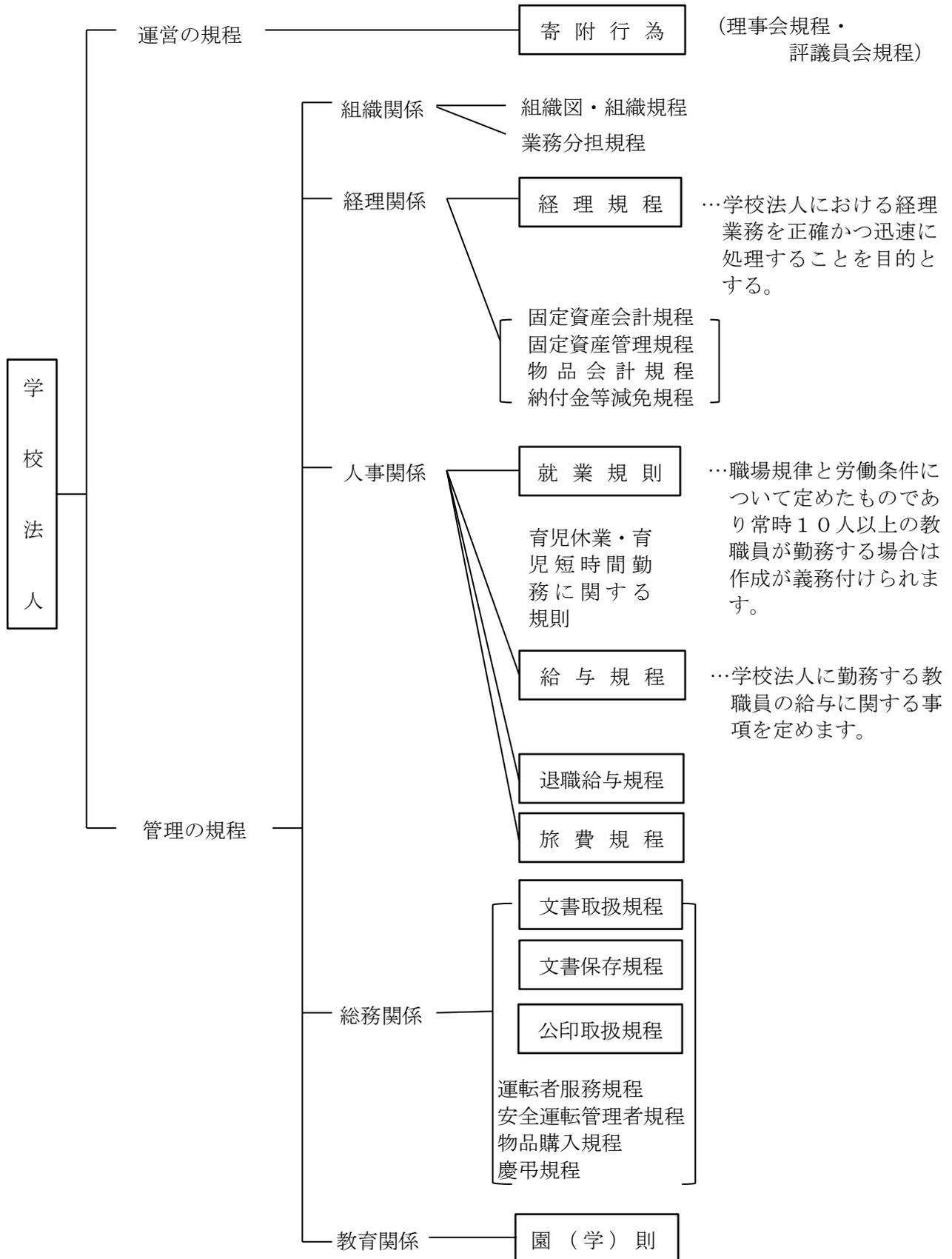
(2) 報告及び検査の規定の整備（私立学校法第136条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

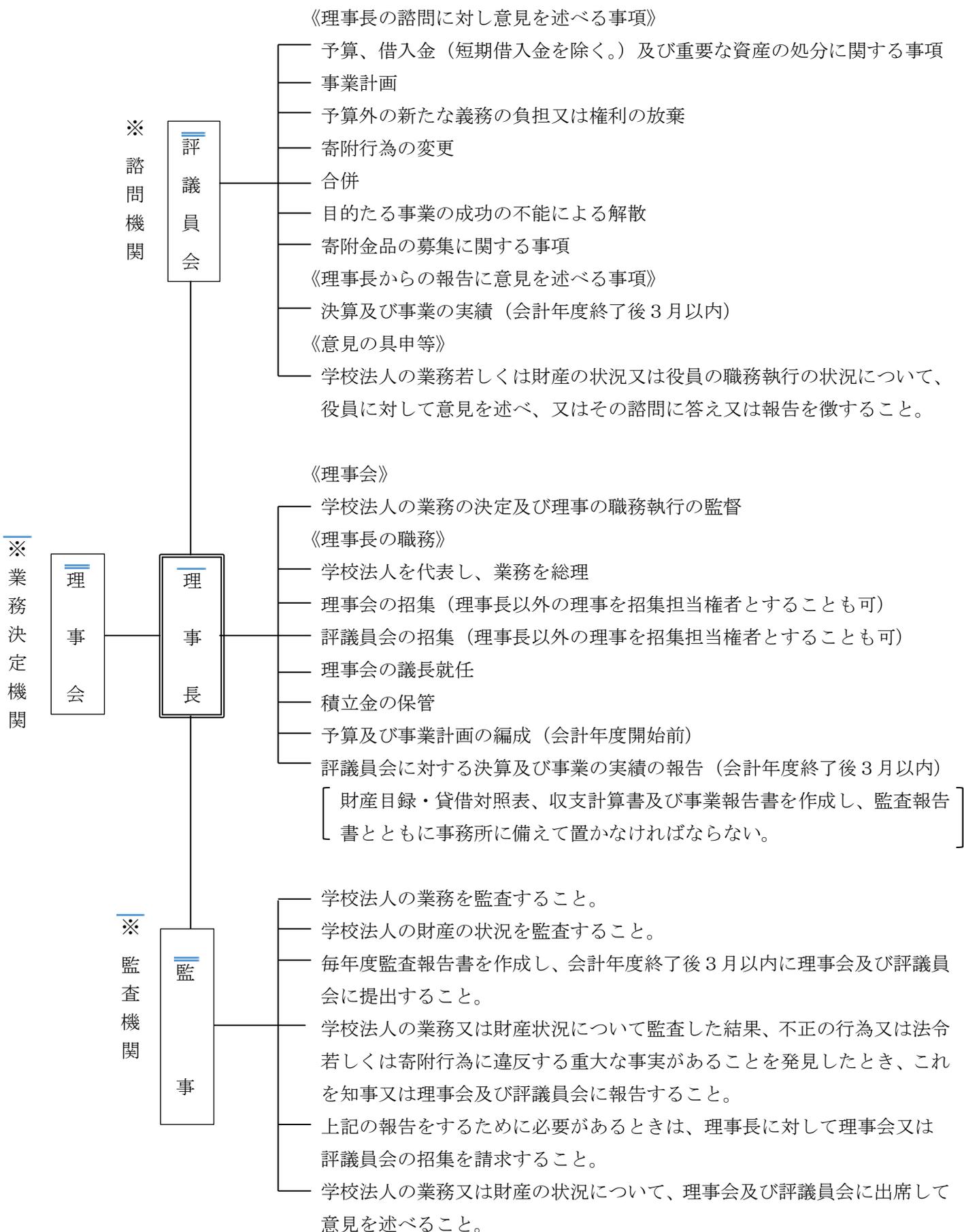
(3) 忠実義務規定の明確化（私立学校法第38条関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

21 学校法人の規程の体系図



22 学校法人の組織図



第3章 私学の税制

私立学校及びその設置者である学校法人に対しては、教育の公共性が極めて高いため、諸々の減免税措置が講じられています。

また、個人や法人が学校法人に対して寄付等を行う場合についても、寄付者に対して、国又は地方公共団体への寄付に準ずる特例措置が設けられています。

なお、税制改正により内容に変更が生じることがあるので、詳細については、国税は管轄の税務署、地方税は県税事務所又は各市町村の税務担当窓口にご相談してください。

1 学校法人が納付すべき税に係る特例

(1) 法人税

① 収益事業所得以外は非課税（法人税法第6条）

② 収益事業所得については、

ア 税率は19%（普通法人は23.2%）

（法人税法第66条、法人税法施行令第5条）

なお、特別法により、一定期間、税率が軽減されています。

イ 収益事業の所得を非収益事業（学校教育部門）に繰り入れる場合は、これを寄付金とみなして、当該所得の50%か200万円のいずれか大きい金額を損金算入し、非課税扱いとすることができます。

（法人税法第37条第4項、法人税法施行令第73条第1項第3号）

※ 収益事業は法人税法第2条第13号で定められている事業（物品販売業、不動産販売業その他34種類の事業）で、私立学校法第19条の収益事業とは異なります。

（法人税法施行令第5条参照）

(2) 住民税（県民税、市町村民税）

① 収益事業所得以外は非課税

② 収益事業を行っている場合は課税されますが、収益事業所得について、所得の90%以上を学校教育の事業に繰り入れている場合には課税されません。

（地方税法第25条第1項、第296条第1項、地方税法施行令第7条の4、第47条）

(3) 事業税、事業所税

収益事業所得以外は非課税（地方税法第72条の5、第701条の34第2項）

(4) 不動産所得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税

直接教育の用に供する不動産、固定資産については課税されません。

(地方税法第73条の4第3号、第348条第2項第9号、第702条の2第2項、
第586条第2項)

(5) 贈与税、相続税

学校法人が財産の贈与又は遺贈を受けた場合、原則として贈与税、相続税は課税されませんが、当該贈与者又は遺贈者の親族その他特別の関係があると認められる者の税負担が不当に減少する結果となる場合、また、学校法人の組織や寄附行為等が一定の条件を満たさないときは、学校法人を個人とみなして課税されることがあります。

(相続税法第12条、第21条の3、第66条、相続税法施行令第2条、第4条の5)

(6) 登録免許税

園舎等の所有権保存登記や直接教育の用に供する土地の所有権等の取得登記には課税されません。

ただし、当該不動産が直接教育の用に供される旨の知事の証明が必要です。

(登録免許税法第4条。別冊1 P77参照)

(7) その他

① 利子・配当所得等については、所得税は非課税(所得税法第11条第1項)

② 授業料、入園料、施設設備費、入園検定料、在学証明手数料を対価として行われる教育に関する役務の提供及び教科用図書の譲渡については、消費税及び地方消費税は非課税(消費税法第6条別表第一第11号、第12号、消費税法施行令第14条の5)

③ 学校法人の寄附行為に定められた目的を達成するための業務の用に供されている土地等については、地価税は非課税(地価税法第6条)

2 学校法人に対して寄附を行う者に対する特例

(1) 個人が寄附した場合

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告によって一定額の控除を受けることができます。

寄附金控除に係る制度は「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。

【所得控除】所得税法第78条

①-1 個人が支出した特定寄附金の一定額が総所得金額等から控除されます。

なお、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金に該当しません。

$$\text{控除額} = \text{寄附金額（総所得金額等の40％を限度）} - 2 \text{ 千円}$$

※特定公益増進法人について

特定公益増進法人に対する寄附金は、特定寄附金に含まれます。

この証明（5年間有効）を受けるには、こども政策課に申請が必要となります。

（所得税法施行令第217条。別冊1 P80参照）

【税額控除】租税特別措置法第41条の18の3

- ①-2 特定公益増進法人及び税控除対象法人であることの証明を受けている学校法人に対する寄附については、個人が支出した税額控除対象寄附金の一定額が所得税額から控除されます。

なお、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものなどは、特定寄附金に該当しません。

$$\text{控除対象額} = \left[\text{税額控除対象寄附金（総所得金額等の40％を限度）} - 2 \text{ 千円} \right] \times 40\%$$

注 控除対象額：この額（所得税額の25％を限度）が所得税額から控除されます。

※税額控除対象法人について

この証明（5年間有効）を受けるには、こども政策課に申請が必要となります。

（租税特別措置法施行令第26条の28の2。別冊1 P83）

なお、証明を受けるには所定の要件を満たす必要がありますので、文部科学省のホームページ「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」を御参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20240919-mxt_sigakugy-000020281_0002.pdf

- ② 個人住民税において、①と同様に、国、地方公共団体及び特定公益増進法人に対する寄附金については、寄附金額の一定額が個人住民税から控除されます。

ア 控除額 = (寄附金額(所得の30％が限度) - 2千円) × 4% (県民税(地方税法第37条の2))

イ 控除額 = (寄附金額(所得の30％が限度) - 5千円) × 6% (市町村民税(地方税法第314条の7))

但し、市町村においては、寄附金控除の対象としていない場合がありますので、各市町村の税務担当窓口に確認してください。

- ③ 贈与・遺贈の際の「みなし譲渡所得」は非課税

所得税法第59条第1項によるみなし譲渡所得の規定が適用されません。

(租税特別措置法第40条)

※ 贈与等のあった日から2年以内に教育の用に供されること、贈与等をした者の税負担を不当に減少させないこと、学校法人の管理運営が適正であること等の要件を充たし、国税庁長官の承認を受けたものに限られます。

④ 相続又は遺贈により取得した財産を直ちに学校法人に贈与した場合、贈与者、その親族その他特別な関係がある者の税負担を不当に減少させると認められる場合を除き、相続税は非課税(租税特別措置法第70条、同法施行令第40条の3)

※ 知事の証明が必要(租税特別措置法施行規則第23条の3第2項。別冊1 P84参照)

(2) 法人が寄附した場合

① 「損金算入限度額」までの寄附金は、寄附の相手方、用途を問わず損金に算入することが認められます。

(法人税法第37条第3項第2号ロ、法人税法施行令第73条第1項)

② 特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、①の限度額と同額が別枠で損金算入でき、課税対象所得から控除されます(公益法人等が支出する場合は除く。)(法人税法第37条第4項)

※ 当該学校法人が「特定公益増進法人」である旨の知事の証明が必要

(法人税法施行規則第24条。別冊1 P80参照)

③ 指定寄附金は全額が損金算入対象となり、課税対象所得から控除

(法人税法第37条第3項2号)

3 その他

(1) 学校用地を売却した者の特例措置

収用事業の認定を受けなくても、公共用地取得の緊急性、重要性等を勘案し、用地を買い取る者の交付する買取証明書により、譲渡所得の特別控除(5,000万円)が適用される、いわゆる「簡易証明方式」によるものとして、学校法人が幼稚園用地等を買取った場合が認められています。(租税特別措置法第33条第1項)

※ 管轄の税務署と事前に十分協議してください。

(2) 個人立幼稚園の特別措置

① 個人立幼稚園に対する相続税

公益を目的とする事業を行うものが相続又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては、相続税が非課税とされています。

個人立幼稚園の教育用財産については、

ア 相続開始前少なくとも5年間学校を継続して運営しており、相続後も学校を継続することが確実であると認められること

イ 相続開始前少なくとも5年間家計に充てる金額が適正である旨の税務署長の認定を受けていること

等の要件があります。

(相続税法施行令第2条、第4条の5、附則第4項、相続税法施行規則附則第3項)

② 個人立幼稚園の学校法人化の際のみなし譲渡所得

個人立幼稚園が学校法人化する際に、負債引受けを行う場合の租税特別措置法第40条の規定によるのみなし譲渡所得の非課税について、なるべく課税の実体が生じないように取り扱われています。

4 私学関係税制の概要一覧

【国税関係】		
所得税（利子所得、配当所得等）の非課税	所得税法第11条第1項	
法人税の非課税 ※収益事業による所得を除く	法人税法第6条	
贈与税の非課税 ※学校法人を個人とみなして課税される場合あり	相続税法第21条の3第1項 相続税法施行令第4条の5 (法第66条第4項)	
相続税の非課税 ※学校法人を個人とみなして課税される場合あり	相続税法第12条第1項 相続税法施行令第2条（法第66条第4項）	
地価税の非課税	地価税法第6条（租税特例措置法第71条）	
登録免許税の非課税	登録免許税法第4条第2項	
消費税の非課税（授業料、入学金、施設整備費、入学検定料、在学証明書等の手数料の対価として行われる労務の提供及び教科用図書の譲渡）	消費税法第6条	
【地方税関係】		
道府県民税の非課税 ※収益事業を行うものを除く	地方税法第25条第1項	
事業税の非課税 ※収益事業に係る所得を除く	” 第72条の5	
不動産所得税の非課税	” 第73条の4	
地方消費税の非課税（消費税と同じ）	” 第72条の78	
市町村民税の非課税 ※収益事業を行うものを除く	” 第296条	
固定資産税の非課税	” 第348条第2項	
特別土地保有税の非課税	” 第586条第2項	
事業所税の非課税 ※収益事業に係るものを除く	” 第701条の34第2項	
都市計画税の非課税	” 第702条の2第2項	
【学校法人への寄附金等関係】		
所得税（みなし譲渡所得）の非課税	租税特別措置法第40条第1項 (所得税法第59条第1項) (国税庁長官の承認必要)	
個人寄附金の所得控除 法人寄附金の損金算入 (特定公益増進法人)	所得税法第78条第1項 法人税法第37条第3項 所得税法施行令第217条第1項 法人税法施行令第77条第1項	
(指定寄附金) ※財務大臣の指定	個別指定	学校法人設立準備財団法人等
	包括指定	施設設備の災害復旧を目的とするもの 私立学校復興・共済事業団を通じるもの
個人寄附金の税額控除 (税額控除対象法人)	租税特別措置法第41条の18の3 租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項	
【相続財産の贈与関係】		
相続財産を学校法人に贈与した場合の相続税の非課税	租税特別措置法第70条 租税特別措置法施行令第40条の3 (知事の証明必要)	

第4章 会計処理

1 会計年度

学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることになっています。
(私立学校法第98条)

2 予算及び事業計画

学校法人の様々な支出は、あらかじめ決定された予算の執行として行われます。

(1) 本予算及び事業計画

① 本予算（当年度当初予算）及び事業計画（別冊1 P27参照）は、会計年度開始日前日までに作成しなければなりません。（私立学校法第99条）

(手順)

学校法人の事務の統括者として理事長が予算案及び事業計画案を作成する



編成した予算案及び事業計画案について、理事長は評議員会の意見を聞く



評議員会の意見を参考にした上で、理事会の議決で決定する

② 本予算は、6月30日までに所轄庁へ提出しなければなりません。（私立学校振興助成法第14条第4項、私立学校関係法施行細則第17条の2第1項）

(2) 補正予算

補正予算は本予算に対して修正を行う予算です。あらかじめ評議員会に付議した上で、理事会の承認が必要であることは、言うまでもありません。

予備費の使用、科目間の流用によってもなお補うことができない支出が生じた場合などに編成します。

支出超過が生ずる前に的確にその内容を把握し補正予算を作成することが大切です。

なお、決定後遅滞なく収支予算変更届（別冊1 P73参照）を所轄庁に届け出る必要があります。（私立学校関係法施行細則第17条の2第2項）

(3) 暫定予算

何らかの理由により、会計年度開始までに予算を決定できない場合、ある期間、例えば4月1日から4月30日の間だけの予算を編成することになります。

これは暫定予算と呼ばれていますが、あくまで臨時的な予算であり、このような予算を編成することのないよう幼稚園運営を行う必要があります。

3 予算の執行

予算は理事長が執行します。しかし、理事会で、学校法人の理事その他の職員の小切手等の振出の権限を与えて、その者に支出を行わせることが可能です。

4 決算及び事業の実績

会計年度が終了すると、決算及び事業の実績について評議員会に報告するとともに、理事会で承認し、これを確定するための手続きを行います。

決算とは、その会計年度内における収入、支出、損金等の実績を明らかにし、予算と対比することをいいます。また、事業の実績（別冊1 P30参照）は、学校法人の行った事業についての実績書を作成し、その内容を明らかにすることをいいます。

(1) 決算及び事業の実績

学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び事業報告書を作成し、監事（及び会計監査人）の監査を受けた上で、理事会の決議による承認を受けなければなりません。

（私立学校法第103条及び第104条）

また、理事は、上記の計算書類等を定時評議員会に提出し、その意見を聴かなければなりません。（私立学校法第105条）

(2) 資産総額変更登記

決算の結果、資産総額に変更がある場合は、事業年度終了後3月以内に、登記をしなければなりません。（組合等登記令第3条第3項）

ただし、寄附行為において2月以内と定めている場合は、その期限内に登記を行うこととなります。

(3) 財産目録等の作成及び財務情報の公開

学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（別冊1 P33参照）を作成し、常にこれを監査報告書とともに事務所に備えて置かなければなりません。さらに、園児の保護者などの利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これらの書類を閲覧に供しなければなりません。

（私立学校法第106条及び第107条）

5 会計処理等について

(1) 学校法人会計基準による会計処理

学校法人は、「学校法人会計基準」に従い、適切な会計処理を行わなければなりません。

（私立学校法第101条）

(2) 計算書類

学校法人が作成しなければならない計算書類は、次のとおりです。(学校法人会計基準第16条)

① 貸借対照表

② 次に掲げる収支計算書

ア 事業活動収支計算書

イ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

(3) 計算書類の知事への届出(私立学校振興助成法第14条)

県から運営費補助金を受けている学校法人は、6月30日までに、計算書類及び収支予算書を知事に届け出なければなりません。(私立学校関係法施行細則第17条の2)

計算書類には公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することが必要となります。ただし、補助金の額が1千万円未満の学校法人は、知事の許可を受ければ、監査報告書を省略することができます。(私学振興助成法第14条第4項)

(4) 監査報告書

栃木県知事を所轄庁とする学校法人についての指定監査事項は、次のとおりです。

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けること。

栃木県告示第153号(令和7年4月1日)